

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

※本新旧対照表は、入札参加者の参考として作成しているものであり、要求水準書の一部を構成するものではない。

要求水準書	実施方針公表時の要求水準書（案）
<p>1. 総則</p> <p>1.1 本要求水準書の位置づけ</p> <p>本要求水準書（以下、「本書」という。）は、静岡県企業局（以下、「県」という。）が、ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）（以下、「本事業」という。）を実施するに当たり、本事業の基本的な内容及び県が事業者を求める業務の水準（以下、「要求水準」という。）を規定したものである。本書において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、<u>入札説明書</u>において定める意義を有する。</p> <p>また、本書に別紙として添付された書類は本書の一部を構成するものではあるが、当該書類中の数値データ等は、本書の本文中において県が事業者に従うことを求めているものを除き県が入札参加者に参考として示すものであり、入札検討に際しての利用は入札参加者自らの責任と判断により行うこと。</p> <p>事業者が提出する技術提案書の内容が本書に定める水準を超える場合は、その限りにおいて技術提案書が本書に優先する。</p> <p><u>なお、県が令和5（2023）年10月に実施方針とともに公表した要求水準書（案）は廃案とする。</u></p>	<p>1. 総則</p> <p>1.1 本要求水準書（案）の位置づけ</p> <p>本要求水準書（案）（以下、「本書」という。）は、静岡県企業局（以下、「県」という。）が、ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）（以下、「本事業」という。）を実施するに当たり、本事業の基本的な内容及び県が事業者を求める業務の水準（以下、「要求水準」という。）を規定したものである。本書において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、<u>実施方針</u>において定める意義を有する。</p> <p>また、本書に別紙として添付された書類は本書の一部を構成するものではあるが、当該書類中の数値データ等は、本書の本文中において県が事業者に従うことを求めているものを除き県が入札参加者に参考として示すものであり、入札検討に際しての利用は入札参加者自らの責任と判断により行うこと。</p> <p>なお、事業者が提出する技術提案書の内容が本書に定める水準を超える場合は、その限りにおいて技術提案書が本書に優先する。</p>
<p><u>1.3. 用語の定義</u></p> <p><u>本書において、「承認」とは、これがあるまで当該業務の履行開始・完了をできないものをいう。また、「確認」とは、「承認」以外のものをいう。</u></p> <p><u>検査員による検査は、「承認」の効力を有するものとする。また、監督員による行為（立会い、確認等）は、本書において明示するものを除き、「承認」の効力は有さないものとする。</u></p>	

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

2.1.3. 事業期間

事業全体の事業期間は県と事業者が基本契約、設計・施工請負契約及び長期包括運営委託契約を締結した日（令和6年8月下旬を予定）から令和13年3月31日までとする。

新ポンプ場等の設計・施工については、県と事業者が基本契約及び設計・施工請負契約を締結した日（令和6年8月下旬予定）から令和11年3月31日且までとし、新ポンプ場の運転・維持管理については、令和11年4月1日より令和13年3月31日までとする。ただし、令和11年3月31日より早く完成した場合は、完成日の翌日から運転・維持管理業務を行うこと。

既存施設の運転・維持管理については、令和7年4月1日から令和13年3月31日までとする。なお、県と事業者が基本契約及び長期包括運営委託契約を締結した日から令和7年3月31日までの間は既存施設の運転・維持管理の業務準備期間（移行期間）とする。

2.1.3. 事業期間

事業全体の事業期間は県と事業者が基本契約、設計・施工請負契約及び長期包括運営委託契約を締結した日（令和6年8月下旬を予定）から令和13年3月31日までとする。

新ポンプ場等の設計・施工については、県と事業者が基本契約及び設計・施工請負契約を締結した日（令和6年8月下旬予定）から令和11年3月31日までとし、新ポンプ場の運転・維持管理については、令和11年4月1日より令和13年3月31日までとする。ただし、令和11年3月31日より早く完成した場合は、完成日の翌日から運転・維持管理業務を行うこと。

既存施設の運転・維持管理については、令和7年4月1日から令和13年3月31日までとする。なお、県と事業者が基本契約及び長期包括運営委託契約を締結した日から令和7年3月31日までの間は既存施設の運転・維持管理の業務準備期間（移行期間）とする。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

2.2.2. 基準、指針等

- ・工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針（経済産業省）
- ・工業用水道設計指針・解説（日本工業用水協会）
- ・工業用水道維持管理指針（日本工業用水協会）
- ・水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- ・水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（公共建築協会）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（公共建築協会）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（公共建築協会）
- （略）
- ・水道用バルブハンドブック（日本水道協会）
- ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- ・土木製図基準（土木学会）
- ・国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）
- ・静岡県土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部）
- ・静岡県業務委託共通仕様書（静岡県交通基盤部）
- （略）
- ・日本水道協会規格（JWWA）
- ・静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（静岡県）
- ・静岡県建設工事検査要領（静岡県）
- ・静岡県委託業務検査要領（静岡県）
- ・静岡県建設工事監督要領（静岡県）
- ・静岡県建設工事監督員の運用（静岡県）
- ・施設管理指針（水質管理編）（静岡県企業局）
- ・建築工事監理指針（国土交通省）
- ・機械設備工事監理指針（国土交通省）
- （略）

2.2.2. 基準、指針等

- ・工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針（経済産業省）
- ・工業用水道設計指針・解説（日本工業用水協会）
- ・工業用水道維持管理指針（日本工業用水協会）
- ・水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- ・水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（公共建築協会）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（公共建築協会）
- （略）
- ・水道用バルブハンドブック（日本水道協会）
- ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- ・土木製図基準（土木学会）
- 電気設備工事監理指針
- 機械設備工事監理指針
- ・国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）
- ・静岡県土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部）
- ・静岡県業務委託共通仕様書（静岡県交通基盤部）
- （略）
- ・日本水道協会規格（JWWA）
- ・静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（静岡県）
- ・静岡県建設工事検査要領（静岡県）
- ・施設管理指針（水質管理編）（静岡県企業局）
- ・建築工事監理指針（国土交通省）
- ・機械設備工事監理指針（国土交通省）
- （略）

<p>3.3. 敷地条件</p> <p>静岡県富士市伝法地内の県が所有する用地を対象とし、<u>一般県道</u> 鷹岡富士<u>停車場</u>線、東名高速道路、J R身延線に近接している。</p> <p>用地の中央付近を縦断する既設農業用水路があり、施設配置計画によっては、切り回し等が必要となる。なお、敷地内にある用水路を切回す場合には、<u>新</u>ポンプ場に立ち入ることなく敷地外から用水路が直接点検可能な構造（フェンス等で仕切りを付ける）とすること。近隣住民、周辺農家等との調整が必要になるため、工事に際しては、事前に県と調整すること。切り回しをする場合、富士市との払下手続きが必要となるため、手続きに要する測量及び分筆登記を行うこと。</p> <p><u>事業予定地は埋蔵文化財包蔵地に近接しているため、設計段階において県を通じて静岡県文化財課に照会を行うこと。なお、静岡県文化財課と県との事前協議では、施工業務着手後の掘削時に静岡県文化財課が立ち会いを行うこととなっている。</u></p> <p><u>地域の景観形成への影響が大きいことから、設計段階において県を通じて静岡県景観まちづくり課に照会を行うこと。なお、静岡県景観まちづくり課と県との事前協議では、静岡県景観まちづくり課が照会する専門家の意見を聴取することとなっている。</u></p>	<p>3.3. 敷地条件</p> <p>静岡県富士市伝法地内の県が所有する用地を対象とし、県道175号線（鷹岡富士線）、東名高速道路、J R身延線に近接している。</p> <p>用地の中央付近を縦断する既設農業用水路があり、施設配置計画によっては、切り回し等が必要となる。</p> <p>なお、敷地内にある用水路を切回す場合には、ポンプ場に立ち入ることなく敷地外から用水路が直接点検可能な構造（フェンス等で仕切りを付ける）とすること。</p> <p>近隣住民、周辺農家等との調整が必要になるため、工事に際しては、事前に県と調整すること。</p> <p>切り回しをする場合、富士市との払下手続きが必要となるため、手続きに要する測量及び分筆登記を行うこと。</p>
<p>3.4. 事前調査</p> <p>工事請負事業者は、開示資料等を参考に設計・施工の条件を整理するものとするが、不足する調査（<u>土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査を含む。</u>）については、工事請負事業者の責において実施すること。</p>	<p>3.4. 事前調査</p> <p>工事請負事業者は、開示資料等を参考に設計・施工の条件を整理するものとするが、不足する調査については、工事請負事業者の責において実施すること。</p>
<p>3.5.2. 許可申請</p> <p>工事に伴う各種許認可等の申請において、<u>技術対話において県が説明する関係機関との協議状況も踏まえ、</u>工事請負事業者が申請可能なものは自己の責任において行うこと。</p> <p>（略）</p>	<p>3.5.2. 許可申請</p> <p>工事に伴う各種許認可等の申請において、工事請負事業者が申請可能なものは自己の責任において行うこと。</p> <p>（略）</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

<p>3.6.6. 各施設等の要求性能 (2) ポンプ棟 1) 共通の要件 (略) <u>⑦棟名称を表示すること。</u></p>	<p>3.6.6. 各施設等の要求性能 (2) ポンプ棟 1) 共通の要件 (略)</p>												
<p>2) 各部屋の要件 (略)</p> <table border="1" data-bbox="165 440 1117 523"> <thead> <tr> <th>機能区分</th> <th>室名</th> <th>規模・要求事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>玄関・廊下</td> <td>・セキュリティ対策を施すこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機能区分	室名	規模・要求事項	共通	玄関・廊下	・セキュリティ対策を施すこと。	<p>2) 各部屋の要件 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1144 440 2096 603"> <thead> <tr> <th>機能区分</th> <th>室名</th> <th>規模・要求事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>玄関・廊下</td> <td> →玄関ホールを設けること。 ・セキュリティ対策を施すこと。 →郵便受けを設けること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機能区分	室名	規模・要求事項	共通	玄関・廊下	→玄関ホールを設けること。 ・セキュリティ対策を施すこと。 →郵便受けを設けること。
機能区分	室名	規模・要求事項											
共通	玄関・廊下	・セキュリティ対策を施すこと。											
機能区分	室名	規模・要求事項											
共通	玄関・廊下	→玄関ホールを設けること。 ・セキュリティ対策を施すこと。 →郵便受けを設けること。											
<p>(4) 機械設備 2) 性能基準 ア) ポンプ設備 吐出し水量：41.9m³/min <u>以上</u> ポンプ台数：4台（内1台予備） 計画水量：125.7m³/min（3台運転） 全揚程：厚原浄水場着水井水位、新ポンプ場計画地盤高により <u>検討</u> 駆動方式：電動機駆動 制御方式：回転数制御（二次抵抗制御）</p>	<p>(4) 機械設備 2) 性能基準 ア) ポンプ設備 吐出し水量：41.9m³/min ポンプ台数：4台（内1台予備） 計画水量：125.7m³/min（3台運転） 全揚程：厚原浄水場着水井水位 -(TP+67.85m)、 新ポンプ場計画地盤高 -(TP+20.0m) により <u>決定</u> 駆動方式：電動機駆動 制御方式：回転数制御（二次抵抗制御 <u>を想定</u>）</p>												

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

<p>(5) 電気設備 2) 性能基準 ②自家発電設備：導水ポンプ2台及び施設運用に必要となる最低限の機器を運転させるに十分な非常用自家発電装置 ：機種については、負荷容量、維持管理性、環境影響等を総合的に勘案して、合理的に決定すること。 ：燃料貯蔵量は10時間以上とする。 ：近隣住民への配慮のため、騒音値は静岡県生活環境の保全等に関する条例に準じること。 <u>：燃料はA重油とする。</u></p>	<p>(5) 電気設備 2) 性能基準 ②自家発電設備：導水ポンプ2台及び施設運用に必要となる最低限の機器を運転させるに十分な非常用自家発電装置 ：機種については、負荷容量、維持管理性、環境影響等を総合的に勘案して、合理的に決定すること。 ：燃料貯蔵量は10時間以上とする。 ：近隣住民への配慮のため、騒音値は静岡県生活環境の保全等に関する条例に準じること。</p>
<p>(8) その他（門柵塀、場内舗装、雨水排水、給排水設備） 2) 門柵塀 設置範囲：新ポンプ場の敷地外周に設置する。 高さ：H=1.80m以上 仕様：<u>ポンプ場名称を表示すること。忍び返しをつけるものとする。</u>容易に破損しない材質等とする。 車両退避：門扉前に、車両の退避スペースを確保する。</p>	<p>(8) その他（門柵塀、場内舗装、雨水排水、給排水設備） 2) 門柵塀 設置範囲：新ポンプ場の敷地外周に設置する。 高さ：H=1.80m以上 仕様：容易に破損しない材質等とする。 車両退避：市道側（北側）の門扉前に、車両の退避スペースを確保する。</p>
<p>(9) 太陽光発電設備 4) 太陽光発電設備の発電量 出力規模：55kW以上</p>	<p>(9) 太陽光発電設備 4) 蓄電池 ①太陽光設備と連動するなど効率的に充電、放電の制御が行えるものであること。 5) 太陽光発電設備の発電量 出力規模：55kW以上</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

<p>3.7.1. 留意事項</p> <p>②工事請負事業者は、入札参加者として提出した技術提案書、設計業務着手時点における最新の情報及び事前調査結果等に基づき、基本設計を行い、<u>監督員による確認を受け、承認を得た後に</u>、詳細設計に着手すること。</p> <p>(略)</p> <p>④詳細設計に対する<u>検査員による検査</u>は、原則、詳細設計<u>報告書</u>の内容が本書及び技術提案書に示す水準を満たしているか否かについて行う。</p> <p><u>⑤工事請負事業者は、施工業務着手前に、詳細設計報告書を提出し、監督員の確認を受け、承認を得ること。</u></p>	<p>3.7.1. 留意事項</p> <p>②工事請負事業者は、入札参加者として提出した技術提案書、設計業務着手時点における最新の情報及び事前調査結果等に基づき、基本設計を行い、<u>県の確認をもつて</u>、詳細設計に着手すること。</p> <p>(略)</p> <p>④詳細設計に対する<u>県の確認</u>は、原則、詳細設計<u>図書</u>の内容が本書及び技術提案書に示す水準を満たしているか否かについて行う。</p>
<p>3.7.2. <u>引き渡し部分検査及び完了検査</u></p> <p><u>①工事請負事業者は、施工業務着手前に詳細設計報告書を提出し、監督員の確認を受けること。また、当該提出時に部分払を請求する場合には、引き渡し部分検査を受けること。</u></p> <p><u>②工事請負事業者は、施工業務の進捗を踏まえて詳細設計報告書の内容が確定した時点で、県の完了検査を受けること。</u></p> <p><u>③引き渡し部分検査及び完了検査</u>の詳細は、県の指示に従うこと。なお、検査に要する費用は工事請負事業者の負担とする。</p>	<p>3.7.3. 完了検査</p> <p>工事請負事業者は、設計<u>図書作成の完了時に</u>県の検査を受けること。詳細は、県の指示に従うこと。なお、検査に要する費用は工事請負事業者の負担とする。</p>

3.7.3. 設計図書の提出

工事請負事業者は、設計業務に関し以下の図書を県に提出し、県の承認を受けること。仕様、部数及び様式等は、県の指示に従うこと。なお、(1)基本設計報告書について、県が参考として開示した新ポンプ場及び連絡管に係る既往の基本設計報告書を、工事請負事業者が自らの責において踏襲する場合には、その内容を記載したものを提出すること。

(略)

(2) 詳細設計報告書

- ①業務概要書（報告書内容のダイジェスト版）
- ②設計検討書
- ③設計図（図面特記仕様書を含む。）
- ④構造計算書（その他必要な計算書含む）
- ⑤数量計算書
- ⑥工事費内訳書
- ⑦工事施工計画書
- ⑧その他必要な資料
- ⑨その他県が求める資料
- ⑩建築基準法第 18 条の計画通知書（副）（手数料は県が負担する）（計画変更を行う場合には、計画変更通知書を含む。）
- ⑪建築基準法第 18 条の適合通知書（手数料は県が負担する）

3.7.4. 設計図書の提出

工事請負事業者は、設計業務に関し以下の図書を県に提出し、県の確認を受けること。仕様、部数及び様式等は、県の指示に従うこと。なお、(1)基本設計報告書について、県が参考として開示した新ポンプ場及び連絡管に係る既往の基本設計報告書を、工事請負事業者が自らの責において踏襲する場合には、その内容を記載したものを提出すること。

(略)

(2) 詳細設計報告書

- ①設計検討書
- ②設計図（図面特記仕様書を含む。）
- ③構造計算書（その他必要な計算書含む）
- ④数量計算書
- ⑤工事費内訳書
- ⑥工事施工計画書
- ⑦その他必要な資料
- ⑧その他県が求める資料
- ⑨建築基準法第 18 条の計画通知書（副）（手数料は県が負担する）
- ⑩建築基準法第 18 条の適合通知書（手数料は県が負担する）

<p>3.8.1. 留意事項</p> <p>工事請負事業者は各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、工事前に設計図書に基づく施工計画書を作成し、<u>検査員による中間検査を受けるか、監督員による確認を受け承認</u>を得た後、建設工事に着手する。</p> <p>工事請負事業者は本業務の実施に当たり、次の事項に留意すること。</p> <p>①工事請負事業者は工事の進捗、現場管理の状況等を県に毎月報告するほか、県からの要請があれば施工の事前説明及び事後説明を行うこと。また、県は、<u>発注者としての工事監理の一環として、適宜工事現場で施工状況の確認</u>を行うことができるものとする。</p> <p>②工事請負事業者は着工に先立ち、<u>技術対話において県から説明する地権者との協議状況も踏まえ</u>、近隣の調査等を十分に行い、理解と協力を得て円滑な進捗を図ること。なお、事業の実施自体に対する近隣対応は、県で実施する。</p>	<p>3.8.1. 留意事項</p> <p>工事請負事業者は各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、工事前に設計図書に基づく施工計画書を作成し、<u>県の確認</u>を得た後で建設工事に着手する。</p> <p>工事請負事業者は本業務の実施に当たり、次の事項に留意すること。</p> <p>①工事請負事業者は工事の進捗、現場管理の状況等を県に毎月報告するほか、県からの要請があれば施工の事前説明及び事後説明を行うこと。また、県は、適宜工事現場での施工状況の<u>モニタリング</u>を行うことができるものとする。</p> <p>②工事請負事業者は着工に先立ち近隣の調査等を十分に行い、理解と協力を得て円滑な進捗を図ること。なお、事業の実施自体に対する近隣対応は、県で実施する。</p>
<p>3.8.2. 出来形検査及び完成検査</p> <p>①工事請負事業者は建設工事過程の出来形について県に報告し、<u>部分払いを請求する場合は出来形検査を受けること。また、工事完成後に完成検査を受けること。ただし、令和11年3月31日までに完成検査を完了しなければならない。</u></p> <p>②県は、<u>静岡県工事検査要領及び静岡県工事検査要領の運用に基づき、中間検査を行うものとする。</u></p> <p>③建築基準法の検査手数料を除き、検査に要する費用は工事請負事業者の負担とする。建築基準法の検査手数料は県が負担する。</p>	<p>3.8.3. 出来高検査及び竣工検査</p> <p>工事請負事業者は建設工事過程の出来高について県に報告し、出来高検査及び竣工検査を受けること。建築基準法の検査手数料を除き、検査に要する費用は工事請負事業者の負担とする。建築基準法の検査手数料は県が負担する。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

<p>3.8.3. 完成図書及び各種申請図書の提出 工事請負事業者は、施工業務に関し以下の図書等を提出すること。仕様、部数及び様式等は、県の指示に従うこと。</p> <p>①完成図書 ②工事写真 ③各種申請図書・検査済証等 ④試運転報告書 ⑤<u>運転マニュアル</u> ⑥その他県が求める図書</p>	<p>3.8.4. 完成図書及び各種申請図書の提出 工事請負事業者は、工事業務に関し以下の図書等を提出すること。仕様、部数及び様式等は、県の指示に従うこと。</p> <p>①完成図書 ②<u>工事精算書</u> ③工事写真 ④各種申請図書・検査済証等 ⑤試運転報告書 ⑥その他県が求める図書</p>									
<p>3.8.4. 工事期間中の対応 ⑥建設発生土の<u>搬出先は以下のとおりとする。これによりがたい場合が生じたときは、県と協議を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表 3.3 建設発生土の搬出先</u></p> <table border="1" data-bbox="163 683 1117 1332"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>搬出先</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種建設発生土 第2種建設発生土 第3種建設発生土</td> <td>石井・ダイエー特定 共同企業体 富士市岩本字一の 沢 1668-1 他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・受入時間 8:30～16:00 ・最大粒径 500mm 以下 ・産業廃棄物、夾雑物を除去すること ・公道を運搬可能な状態で搬入できること ・河川等浚渫土受入不可 </td> </tr> <tr> <td>第4種建設発生土</td> <td>丸エ砂利販売(株) 富士宮市星山字西 野 422-1 他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・受入時間 7:30～16:15 ・セメント系改良土は六価クロム溶出試験を要実施 ・要事前協議 ・雨天及び雨天翌日は搬入可否要確認 ・事前協議により受入不可とする場合あり </td> </tr> </tbody> </table> <p>⑦新ポンプ場のポンプ設備等の主要機器については、JIS 規格等に基づく工場検査を実施すること。</p>	対象	搬出先	備考	第1種建設発生土 第2種建設発生土 第3種建設発生土	石井・ダイエー特定 共同企業体 富士市岩本字一の 沢 1668-1 他	<ul style="list-style-type: none"> ・受入時間 8:30～16:00 ・最大粒径 500mm 以下 ・産業廃棄物、夾雑物を除去すること ・公道を運搬可能な状態で搬入できること ・河川等浚渫土受入不可 	第4種建設発生土	丸エ砂利販売(株) 富士宮市星山字西 野 422-1 他	<ul style="list-style-type: none"> ・受入時間 7:30～16:15 ・セメント系改良土は六価クロム溶出試験を要実施 ・要事前協議 ・雨天及び雨天翌日は搬入可否要確認 ・事前協議により受入不可とする場合あり 	<p>3.8.5. 工事期間中の対応 ⑥建設発生土は、別途県が指定する処分先に搬出すること。</p>
対象	搬出先	備考								
第1種建設発生土 第2種建設発生土 第3種建設発生土	石井・ダイエー特定 共同企業体 富士市岩本字一の 沢 1668-1 他	<ul style="list-style-type: none"> ・受入時間 8:30～16:00 ・最大粒径 500mm 以下 ・産業廃棄物、夾雑物を除去すること ・公道を運搬可能な状態で搬入できること ・河川等浚渫土受入不可 								
第4種建設発生土	丸エ砂利販売(株) 富士宮市星山字西 野 422-1 他	<ul style="list-style-type: none"> ・受入時間 7:30～16:15 ・セメント系改良土は六価クロム溶出試験を要実施 ・要事前協議 ・雨天及び雨天翌日は搬入可否要確認 ・事前協議により受入不可とする場合あり 								

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

<p>3.9.1. 試運転 ③県は、試運転が試運転実施要領書に則り遂行されていることの確認を行うために、試運転の結果の確認を行い、試運転への立会いを行うものとする。</p>	<p>3.9.1. 試運転 ③県は、試運転が試運転実施要領書に則り遂行されていることの確認を行うために、試運転の結果の確認を行い、必要に応じて試運転への立会い検査を行うものとする。</p>
<p>3.9.3. 引渡性能試験 ①引渡性能試験は、新ポンプ場が所定の性能を達成できることの確認等をするために実施するものであり、予備性能試験に合格した後、試運転期間中に実施すること。<u>引渡性能試験の実施にあたっては、監督員の立会い又は検査員による検査を行うものとする。</u></p>	<p>3.9.3. 引渡性能試験 ①引渡性能試験は、新ポンプ場が所定の性能を達成できることの確認等をするために実施するものであり、予備性能試験に合格した後、試運転期間中に<u>県の立ち会いの下で実施すること。</u></p>
<p><u>3.9.5. 新ポンプ場の引き渡し</u> <u>①新ポンプ場は、自家発電装置の燃料貯蔵設備に燃料（A重油）を満量貯蔵した状態で引き渡すものとし、必要な燃料は工事請負事業者自ら調達すること。</u></p>	
<p>3.11. 保険への加入 工事請負事業者は、新ポンプ場等の建設に当たり、火災保険又は建設工事保険（これに準ずるものを含む。）、労働者災害補償保険等に加入の上、<u>保険証書を県に提出すること。県は上記各種保険に付保されていることを確認する。</u></p>	<p>3.11. 保険への加入 工事請負事業者は、新ポンプ場等の建設に当たり、火災保険又は建設工事保険（これに準ずるものを含む。）、労働者災害補償保険等に加入すること。<u>保険契約の内容及び保険証書の内容については、県の確認を得ること。</u></p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

3.12. 提出書類 (略)					3.12. 提出書類 (略)				
区分	提出書類	提出期限	県		区分	提出書類	提出期限	県	
			承認	確認				承認	確認
設計	基本設計 <u>報告書</u> ※ ²	基本設計完了後	○		設計	基本設計 <u>図書</u> ※ ²	基本設計完了後		⊖
	業務完了届書	基本設計完了後		○		業務完了届書	基本設計完了後		○
	詳細設計 <u>報告書</u> ※ ³	<u>施工業務着手前及び詳細設計完了後</u>	○			詳細設計 <u>図書</u> ※ ³	詳細設計完了後		⊖
(略)					(略)				
施工	<u>労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書</u>	<u>設計・施工請負契約の締結時</u> <u>施工体制台帳の提出時</u>		○	施工	請負代金内訳書	<u>設計・施工請負契約後、速やかに</u>		○
	請負代金内訳書	<u>施工業務着手前</u>		○		主任技術者等通知書	施工業務着手の前		○
	主任技術者等通知書	施工業務着手の前		○		品質証明員通知	施工業務着手の前		○
	品質証明員通知	施工業務着手の前		○	(略)				
施工	出来形確認請求書	各年3月中及び随時		○	施工	出来形確認請求書	各年3月中及び随時		○
	完成届出書	建設工事完了後		○		完成届出書	建設工事完了後		○
	完成図書	建設工事完了後		○		完成図書	建設工事完了後		○
	<u>工事写真</u>	<u>建設工事完了後</u>		○	その他必要となる書類、申請書等				
	<u>各種申請図書・検査済証等</u>	<u>建設工事完了後</u>		○					
	<u>運転マニュアル</u>	<u>建設工事完了後</u>		○					
その他必要となる書類、申請書等	随時		○					○	

* 基本設計報告書及び詳細設計報告書については、実施方針に対する質疑回答 No. 188 において「本事業の設計・施工業務は工事請負事業者による責任設計・施工であるため、設計図書についても「確認」としていましたが、「承認」に変更しました。なお、基本設計報告書の提出及び承認に係る県と工事請負事業者のリスク分担に関し、設計・施工請負契約書（案）の第16条をご参照ください。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書	実施方針公表時の要求水準書（案）
<p><u>3.13. 監督員及び検査員</u></p> <p><u>3.13.1. 監督員の選任</u></p> <p><u>①県は、設計・施工請負契約に基づく工事請負事業者の業務の履行状況を確認及び監視するため、県に所属する者から、監督員を選任するものとする。</u></p> <p><u>②県は、監督員を選任したとき、氏名その他の必要な事項を書面にて工事請負事業者に通知するものとする。また、監督員を変更したときも同様とする。</u></p>	
<p><u>3.13.2. 監督員の権限</u></p> <p><u>監督員は、下記の権限を有するものとする。</u></p> <p><u>①工事請負事業者に対する指示、承認又は協議</u></p> <p><u>②工事請負事業者の確認の申出又は質問に対する承認又は回答</u></p> <p><u>③業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査</u></p> <p><u>④設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は工事請負事業者が作成した詳細図等の承認</u></p> <p><u>⑤設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）</u></p> <p><u>⑥その他、県が必要と認めて監督員に委任した事項</u></p>	
<p><u>3.13.3. 検査員の権限</u></p> <p><u>検査員は、下記の権限を有するものとする。検査員は、検査を行う都度、県が指定するものとする。</u></p> <p><u>①設計業務の完了を確認するための検査</u></p> <p><u>②設計業務の一部が完了し引渡しを受ける既済部分の完了を確認するための検査</u></p> <p><u>③工事の完成を確認するための検査</u></p> <p><u>④工事の完成前に部分払いをしようとするときに出来形の確認するための検査</u></p> <p><u>⑤工事の施工中に施工状況等の確認するための検査（中間検査）</u></p>	

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書	実施方針公表時の要求水準書（案）
<p><u>3.14. 人員の配置</u></p> <p><u>3.14.1. 設計・施工業務の責任者</u></p> <p><u>工事請負事業者は、設計・施工業務に関する窓口となる責任者を定め、氏名その他必要な事項を書面にて県に通知すること。責任者を変更したときも同様とする。</u></p> <p><u>責任者は、代表企業（設計・施工業務）に所属する者とし、業務代理人、主任技術者及び管理技術者並びに現場代理人、主任技術者又は監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者との兼務を可能とする。</u></p>	
<p><u>3.14.2. 設計業務における人員の配置</u> (略)</p>	<p>3.7.2. 人員の配置 (略)</p>
<p><u>3.14.3. 施工業務における人員の配置</u></p> <p>工事請負事業者は、<u>設計・施工請負契約書の定めに基づき</u>、工事現場管理に必要な人員を必要な期間中、配置すること。</p> <p><u>(1) 主任技術者又は監理技術者</u></p> <p>構成企業と3か月以上の雇用関係を有する者を施工業務における主任技術者又は監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者として専任で配置すること。ただし、工事現場が不稼働であることが明確な期間、工場製作のみが稼働している期間は、必ずしも専任を要さない。また、当該期間に配置する者と施工期間に配置する者は適切な業務の履行に支障のない限り、同一の者でなくても良い。</p> <p><u>(2) 品質証明員</u></p> <p><u>品質証明員は、当該工事に従事していない当該構成企業の者とし、10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは当該工種に係る1級施工管理技士等の資格を有するものとする。なお、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。</u></p>	<p>3.8.2. 人員の配置</p> <p>工事請負事業者は、工事現場管理に必要な人員を必要な期間中、配置すること。</p> <p>また、下記ア～エの資格要件を全て満たす構成企業と3か月以上の雇用関係を有する者を施工業務における主任技術者又は監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者として専任で配置すること。ただし、工事現場が不稼働であることが明確な期間、工場製作のみが稼働している期間は、必ずしも専任を要さない。また、当該期間に配置する者と施工期間に配置する者は適切な業務の履行に支障のない限り、同一の者でなくても良い。</p> <p>ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく土木一式工事(A等級)、建築一式工事(A等級)、電気工事(A等級)、機械器具設置工事に係る特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、機械器具設置工事に係る認定を受けた者であること。</p> <p>ウ 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、機械器具設置工事に係る経営事項審査結果の総合評定値がそれぞれ1,000点以上であること。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書	実施方針公表時の要求水準書（案）
	<p>エ 国、地方公共団体又は特殊法人等（以下、「官公庁等」という。）が発注する案件において水道事業等、工業用水道事業若しくは下水道事業におけるポンプ場、又は上水道施設、工業用水道施設若しくは下水道施設におけるポンプ設備の元請又は共同企業体の一員として建設実績があること。実績は、平成20年度以降に完工したものに限る。また、PFI事業においては民間事業者が設立した特別目的会社から元請又は共同企業体の構成企業として請け負った実績も認める。</p> <p>（ア） 土木一式工事、建築一式工事については、ポンプ設備の台数増設を伴わない増設工事及び改築工事の実績は認めない。</p> <p>（イ） 電気工事、機械器具設置工事については、補修工事及び修繕工事の実績は認めない。官公庁等が発注する案件名称が電気工事、機械器具設置工事であっても、実績等を証明する書類において名称になっていない当該工種の工事を含むことが明らかな場合には当該工種に係る実績を認める。</p>
<p>3. 15. 県が行う固定資産台帳作成への協力 （略）</p>	<p>3. 13. 県が行う固定資産台帳作成への協力 （略）</p>
<p>4. 運転・維持管理に関する要求水準 4.1. 運転・維持管理期間及び対象施設 4.1.1. 運転・維持管理期間 令和7年4月1日から設計・建設整備後の新ポンプ場の運用開始予定日前日の令和11年3月31日 <u>且</u> までを第1期、新ポンプ場の運用開始予定日である令和11年4月1日 <u>（新ポンプ場が令和11年3月31日より早く完成した場合は、完成日の翌日）</u> から令和13年3月31日までを第2期とする。 （略）</p>	<p>4. 運転・維持管理に関する要求水準 4.1. 運転・維持管理期間及び対象施設 4.1.1. 運転・維持管理期間 令和7年4月1日から設計・建設整備後の新ポンプ場の運用開始予定日前日の令和11年3月31日までを第1期、新ポンプ場の運用開始予定日である令和11年4月1日から令和13年3月31日までを第2期とする。 （略）</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書				実施方針公表時の要求水準書（案）					
表 4.1 事業対象施設				表 4.1 事業対象施設					
施設		所有者	管理者	運転・維持 管理対象	施設		所有者	管理者	運転・維持 管理対象
0	芝富発電所	中部電力	中部電力	-	0	芝富発電所	中部電力	中部電力	-
0	芝川発電所	王子エフテックス	王子エフテックス	-	0	芝川発電所	王子エフテックス	王子エフテックス	-
①導水路		中部電力	中部電力	-	①導水路		中部電力	中部電力	-
① 導水 トン ネル	1 芝川監視所	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○	① 導水 トン ネル	1 芝川監視所	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
	第2予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○		第2予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-
	第1予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○		第1予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
	円筒落差	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-		円筒落差	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
	舩島制水槽	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○		舩島制水槽	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
	導水トンネル	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-		導水トンネル	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-
	第3予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○		第3予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
表 4.2 施設の所在地				表 4.2 施設の所在地					
施設名称	所在地	備考		施設名称	所在地	備考			
芝川監視所	〒419-0316 富士宮市羽鮒 1402-1			芝川監視所	〒419-0316 富士宮市羽鮒 1402-1				
貫戸揚水機場	〒419-0901 富士市岩本字一ツ沢 1668			貫戸揚水機場	〒419-0901 富士市岩本字一ツ沢 1668				
滝戸監視所（分水場）	〒416-0901 富士市岩本 489			滝戸監視所（分水場）	〒416-0901 富士市岩本 489				
蒲原取水場	〒421-3203 静岡市清水区蒲原 632-1			蒲原取水場	〒421-3203 静岡市清水区蒲原中之郷 632-1				
(略)				(略)					

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書			実施方針公表時の要求水準書（案）		
表 4.4 施設の所在地			表 4.4 施設の所在地		
施設名称	所在地	備考	施設名称	所在地	備考
芝川監視所	〒419-0316 富士宮市羽鮒 1402-1		芝川監視所	〒419-0316 富士宮市羽鮒 1402-1	
貫戸揚水機場	〒419-0901 富士市岩本字一ツ沢 1668		貫戸揚水機場	〒419-0901 富士市岩本字一ツ沢 1668	
滝戸監視所（分水場）	〒416-0901 富士市岩本 489		滝戸監視所（分水場）	〒416-0901 富士市岩本 489	
蒲原取水場	〒421-3203 静岡市清水区蒲原 632-1		蒲原取水場	〒421-3203 静岡市清水区蒲原中之郷 632-1	

(略)

4.1.3. 業務内容
(略)

表 4.5 運転・維持管理業務一覧

施設名称	運転及び維持管理										物品その他調達・管理		長期更新計画策定		
	運転管理			水質管理	保守点検	修繕	保全管理	計測	危機管理	臨機の措置	環境整備	見学者対応		電力・薬品	その他
	監視	操作	その他												
芝川監視所	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
第1予備取水施設	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
第2予備取水施設	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
制水槽施設	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
貫戸揚水機場		○			○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
滝戸監視所													○	-	
農業用水施設 ^{※1}	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-
農業用水施設 ^{※2}		○											-	-	-
その他施設 ^{※3}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
新ポンプ場 ^{※4 ※5}	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
蒲原取水場	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
富士川浄水場 ^{※5}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○
厚原浄水場 ^{※5}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○
大楽窪受水槽	○		○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
愛染調圧弁室	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
流量計					○	○	○	○	○	○	○		-		○
電気防食設備					○	○	○		○				-		○
静清サテライト	○												-		

4.1.3. 業務内容
(略)

表 4.5 運転・維持管理業務一覧

施設名称	運転及び維持管理										物品その他調達・管理		長期更新計画策定		
	運転管理			水質管理	保守点検	修繕	保全管理	計測	危機管理	臨機の措置	環境整備	見学者対応		電力・薬品	その他
	監視	操作	その他												
芝川監視所	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
第1予備取水施設	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
第2予備取水施設	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
制水槽施設	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
貫戸揚水機場		○			○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
滝戸監視所													○	-	
農業用水施設 ^{※1}	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-
農業用水施設 ^{※2}		○											-	-	-
その他施設 ^{※3}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
新ポンプ場 ^{※4 ※5}	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
蒲原取水場	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
富士川浄水場 ^{※5}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○
厚原浄水場 ^{※5}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○
大楽窪受水槽	○		○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
愛染調圧弁室	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		-	○	○
流量計					○	○	○	○	○	○	○		-		○
電気防食設備					○	○	○		○				-		○
静清サテライト	○												-		

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書	実施方針公表時の要求水準書（案）
<p>4.3.2. 計画水質等 (1) 供給水質 ② 岳南地区（浄水供給） 当該地区は厚原浄水場から浄水を供給しており、水質の供給標準値は、表 4.16 に示すとおりでありこれを順守する。なお、供給水質の実績は同表に示す岳南地区（浄水供給）のとおりであり、これらに留意した運転・維持管理に努めること。</p> <p><u>③ 静清庵地区（浄水供給）</u> <u>当該地区は富士川浄水場から浄水を供給しており、濁度以外の供給標準値は表 4.16 に示すとおりである。濁度については、5 度以下とし供給すること。なお、供給水質の実績は同表に示す静清庵地区（浄水供給）のとおりであり、これらに留意した運転・維持管理に努めること。</u></p>	<p>4.3.2. 計画水質等 (1) 供給水質 ② 岳南地区（浄水供給）→静清庵地区（浄水供給） 当該地区は富士川浄水場及び厚原浄水場から浄水を供給しており、水質の供給標準値は、表 4.16 に示すとおりでありこれを順守する。なお、供給水質の実績も同表に示した岳南地区（浄水供給）、静清庵地区（浄水供給）のとおりであり、これらに留意した運転・維持管理に努めること。</p>
<p>4.5. 業務の履行 ② 対象施設の運転・維持管理業務の実施に当たっては、4.1.1 に示す移行期間において、県と十分に調整し、運転管理技術を習得すること。また、県が保有する施設管理指針又はマニュアル等の全てを引継ぎ、新たなマニュアルとして再作成して、県に提出し、承認を得ること。</p>	<p>4.5. 業務の履行 ② 対象施設の運転・維持管理業務の実施に当たっては、4.1.1 に示す移行期間において、県と十分に調整し、運転管理技術を習得すること。また、県が保有する施設管理指針又はマニュアル等の全てを引継ぎ、新たなマニュアルとして再作成して、県に提出し、承諾を得ること。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書	実施方針公表時の要求水準書（案）
<p>4.6.1. 運転及び維持管理業務 (2) 水質管理業務 ④工業用水水質検査（毎日検査）（2回/日）※¹ <u>採水・検査</u> （略） ⑤工業用水水質検査（毎月検査）（2回/月）※² <u>採水のみ</u> <u>毎日検査の採水地点にて、月2回採水を行い、県西部事務所へ配送すること。配送方法は、直接届けるかまたは郵送とする。なお、検査結果については運転・維持管理事業者側でも確認をすること。</u> ⑥水質検査結果の報告（月1回、年1回） ⑦濁度の連絡とその報告（月1回） ⑧その他 ア 水源地（山梨県）における水質検査※² <u>採水のみ</u> ※採水箇所は県と調整のこと。<u>また、検査結果については運転・維持管理事業者側でも確認をすること。</u> イ 臨時の水質検査※² <u>緊急を要する検査にあたっては、運転・維持管理事業者側において自ら検査を行う又は外部発注等を行い速やかに実施すること。</u> ※1 事業個所にて県が所有する検査機器を共用することは差し支えないため、県と調整のこと。 ※2 県が所有する検査機器を使用して、<u>県側にて検査を行うため採水のみ行い配送すること。</u></p>	<p>4.6.1. 運転及び維持管理業務 (2) 水質管理業務 ④工業用水水質検査（毎日検査）（2回/日）※¹ （略） ⑤工業用水水質検査（毎月検査）（2回/月）※² 検査項目は、アルカリ度、硬度、蒸発残留物、塩化物イオン、鉄、マンガンをとする。 採水地点は④と同様とする。 ⑥富士川右岸対策水質検査（月1回）※² ⑦水質検査結果の報告（月1回、年1回） ⑧濁度の連絡とその報告（月1回） ⑨その他 ア 水源地（山梨県）における水質検査※² ※採水箇所は県と調整のこと イ 臨時の水質検査※² ※1 事業個所にて県が所有する検査機器を共用することは差し支えないため、県と調整のこと。 ※2 中島浄水場（柿田川支所）の県が所有する検査機器を使用して、検査を行うこと。</p>
<p>(3) 保守点検業務 ① 運転・維持管理事業者は、日常点検（巡視点検）、定期点検、自家用電気工作物保安点検、精密点検、法定点検、必要に応じた臨時点検等を実施し、施設及び設備（流量計、弁栓類、建築設備含）の性能及び機能を良好に保つこと。<u>なお、停電を伴う点検の実施にあたり、持ち込み発電機が必要となる場合には、運転・維持管理事業者が用意するものとする。</u></p>	<p>(3) 保守点検業務 ① 運転・維持管理事業者は、日常点検（巡視点検）、定期点検、自家用電気工作物保安点検、精密点検、法定点検、必要に応じた臨時点検等を実施し、施設及び設備（流量計、弁栓類、建築設備含）の性能及び機能を良好に保つこと。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書	実施方針公表時の要求水準書（案）
<p>(4) 修繕業務</p> <p>① 運転・維持管理事業者は、各種設備の保守点検等により発見した不良個所及び故障対応などにより発見した破損個所のうち、現場での修繕で対応可能なものについては、速やかに修繕などを実施し、その機能の回復を図ること。<u>なお、対応不可能な場合は、速やかに県に報告し対応について協議すること。</u></p>	<p>(4) 修繕業務</p> <p>① 運転・維持管理事業者は、各種設備の保守点検等により発見した不良個所及び故障対応などにより発見した破損個所のうち、現場での修繕で対応可能なものについては、速やかに修繕などを実施し、その機能の回復を図ること。</p>
<p>④ ③のア及びウの修繕については、<u>原則として一件あたり100万円（税抜）未満</u>、各年度につき支払限度額を1,500万円（税抜）とし、事業期間中、計上する。なお、各年度の累計金額が1,500万円（税抜）を下回る場合は翌々年度の予算に繰り越されるものとする。修繕を実施するに当たっては、県に事前連絡の上、当年度分を精算払いとする。100万円/件（税抜）以上の修繕及び当年度の予算額を上回る修繕については、県と協議を行うこと。</p>	<p>④ ③のア及びウの修繕のうち100万円/件（税抜）未満の修繕については、各年度につき支払限度額を1,500万円（税抜）とし、事業期間中、計上する。なお、各年度の累計金額が1,500万円（税抜）を下回る場合は翌々年度の予算に繰り越されるものとする。修繕を実施するに当たっては、県に事前連絡の上、当年度分を精算払いとする。100万円/件（税抜）以上の修繕及び当年度の予算額を上回る修繕については、県と協議を行うこと。</p>
<p>⑥ イの修繕に関わる修繕計画書（事業期間全体）については、令和7～8年度、令和9～12年度に分けて策定を行うこととし、前期は<u>別紙2</u>修繕計画を参考とし、<u>県と協議の上、作成する</u>。後期は<u>令和7年度からの運転・維持管理</u>業務開始後の事業者提案に基づき作成する。<u>なお、令和7年度～令和8年度は、別紙2に示す修繕のうち優先順位の高いものから予算の範囲内で実施することとし、修繕計画（事業期間全体）の作成にあたっては、県と十分に協議を行うこと。</u></p>	<p>⑥ イの修繕に関わる修繕計画書（事業期間全体）については、令和7～8年度、令和9～12年度に分けて策定を行うこととし、前期は<u>県が公告時に示した</u>修繕計画を参考とし、後期は業務開始後の事業者提案に基づき作成する。</p>
<p>⑦ イの修繕に関わる修繕計画書（年間）については、県の予算作成時期に合わせて毎年9月の県が指定する日までに案を作成し、3月末までに合意する。なお、初年度については、県が自らの修繕計画を基に案を作成して令和7年度年度予算に計上し、<u>協議の上、運転・維持管理業務の開始30日前までに運転・維持管理事業者と合意</u>する。</p>	<p>⑦ イの修繕に関わる修繕計画書（年間）については、県の予算作成時期に合わせて毎年9月の県が指定する日までに案を作成し、3月末までに合意する。なお、初年度については、県が自らの修繕計画を基に令和7年度年度予算に計上する。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書	実施方針公表時の要求水準書（案）
<p>⑧ <u>ア、イ及びウの修繕の実施にあたっては、都度修繕工事实施計画書を作成して県に提出し、県の承認を得ること。</u>ただし、緊急事態であると運転・維持管理事業者が判断する場合には、運転・維持管理事業者は、県に連絡を行った上で、修繕に係る作業を開始することができるものとする。なお、修繕後に運転・維持管理事業者が実施する事後調査結果により、その妥当性が確認できるものに限り、精算対象とする。</p>	<p>⑧ 運転・維持管理事業者は、ウの突発的故障修繕を実施する際には、原則、当該修繕の内容・金額を県に提出し、承諾を得た上で実施するものとする。ただし、緊急事態であると運転・維持管理事業者が判断する場合には、運転・維持管理事業者は、県に連絡を行った上で、修繕に係る作業を開始することができるものとする。なお、修繕後に運転・維持管理事業者が実施する事後調査結果により、その妥当性が確認できるものに限り、精算対象とする。</p>
<p>⑨ <u>ア及びウの修繕完了時には、完成届出書を県に提出し、監督員による承認を受け、承認を得ること。また、イの修繕完了時には、完成届出書を県に提出し、静岡県工事検査要領に基づく県の検査を受けること。なお、イについては、県が必要と判断する場合には完了前に検査員による中間検査を行う。</u></p>	
<p>⑩ <u>修繕工事实施計画書には、修繕工事の仕様書（図面類等を含む。）に加え、修繕費及びその内訳が確認できる事項（労務単価費、人工、部品費、その他経費等）を記載すること。なお、運転・維持管理事業者が運転・維持管理事業者以外の者に修繕工事を発注する際に発生する事務費等は修繕費に含まれないものとする。</u></p>	
<p>（6） 計測業務 ⑤ ユーティリティ（電気、ガス、燃料、薬品等） ⑥ 井戸水位（富士市内、県1号井、県5号井） ⑦ <u>浄水発生土の性状（脱水ケーキ：2回/日以上、破碎土：1回/週以上）</u></p>	<p>（6） 計測業務 ⑤ ユーティリティ（土水電気、ガス、燃料、薬品等） ⑥ 井戸水位（富士市内、県1号井、県5号井）</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書	実施方針公表時の要求水準書（案）						
<p>(7) 危機管理業務</p> <p>③ 運転・維持管理事業者は、本業務の履行に支障をきたすような突発的な不具合が、各種設備にて発生した場合は、事態の状況把握に努めるとともに、<u>県に報告し</u>、本事業に係るBCPに従い被害を最小限度に止めるために必要な措置を講じること。</p> <p>④ 運転・維持管理事業者は、本事業に係るBCPに記載していない突発的事態等が発生した場合は、<u>県に報告し</u>、県と協議の上、必要な措置を講じること。ただし、県との協議が著しく困難な場合は、運転・維持管理事業者独自の判断で必要な措置（給水の停止を含む。）を講じること。</p>	<p>(7) 危機管理業務</p> <p>③ 運転・維持管理事業者は、本業務の履行に支障をきたすような突発的な不具合が、各種設備にて発生した場合は、事態の状況把握に努めるとともに、本事業に係るBCPに従い被害を最小限度に止めるために必要な措置を講じること。</p> <p>④ 運転・維持管理事業者は、本事業に係るBCPに記載していない突発的事態等が発生した場合は、県と協議の上、必要な措置を講じること。ただし、県との協議が著しく困難な場合は、運転・維持管理事業者独自の判断で必要な措置（給水の停止を含む。）を講じること。</p>						
<p>(10) その他業務</p> <p>③ 省エネ法対応</p> <p>ア 定期報告書、温室効果ガス排出削減計画・報告書の作成</p> <p>イ <u>運転・維持管理期間中における</u>年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減（努力義務）</p> <p>ウ 省エネ推進委員会への参加</p> <p>エ エネルギー管理員の配置（富士川浄水場、新ポンプ場）</p>	<p>(10) その他業務</p> <p>③ 省エネ法対応</p> <p>ア 定期報告書→温室効果ガス排出削減計画・報告書の作成</p> <p>イ <u>中長期的にみて</u>年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減（努力義務）</p> <p>ウ 省エネ推進委員会への参加</p> <p>エ エネルギー管理員の配置（富士川浄水場、新ポンプ場）</p>						
<p>④ 電力使用のデマンドレスポンス</p> <p>県が契約する電力会社の要請に応じて電力を抑制した運転・維持管理を行うこと。<u>運転・維持管理事業者は、各年度の出力抑制要請への対応状況（要請のあった日時、要請内容、要請を踏まえた運転操作の内容、要請どおりに出力を抑制できなかった場合にはその理由、年間の報酬減額率等）を、所定の期日までに県に報告すること。</u></p> <p>(略)</p>	<p>④ 電力使用のデマンドレスポンス</p> <p>県が契約する電力会社の要請に応じて電力を抑制した運転・維持管理を行うこと。</p> <p>(略)</p>						
	<p>⑥ 運転・維持管理事業者は、表 4.18 に示す事項について、県に報告し、確認を得ること。なお、様式は別途県の指示に従うこと。</p> <p style="text-align: center;">表 4.18 県への報告義務事項</p> <table border="1" data-bbox="1144 1249 2103 1414"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 1249 1339 1294">項目</th> <th data-bbox="1339 1249 1921 1294">内容</th> <th data-bbox="1921 1249 2103 1294">報告期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 1294 1339 1414">①管理状況報告</td> <td data-bbox="1339 1294 1921 1414">→ 蒲原取水場・滝戸沈砂池の取水量等 → 各浄水場の配水量、電力量、薬品使用量等</td> <td data-bbox="1921 1294 2103 1414">毎月報告 翌5日まで</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	報告期限	①管理状況報告	→ 蒲原取水場・滝戸沈砂池の取水量等 → 各浄水場の配水量、電力量、薬品使用量等	毎月報告 翌5日まで
項目	内容	報告期限					
①管理状況報告	→ 蒲原取水場・滝戸沈砂池の取水量等 → 各浄水場の配水量、電力量、薬品使用量等	毎月報告 翌5日まで					

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書	実施方針公表時の要求水準書（案）		
		→厚原浄水場の汚泥処理設備の管理状況	
	②水質試験結果報告	→毎日測定項目及び月2回測定項目 毎日：気温、水温、濁度、pH 月2回：アルカリ度、硬度、蒸発残留物、塩化物イオン、鉄、マンガン	毎月報告 翌5日まで
	③取水量報告	→水利権許可条件に伴い富士川水源及び芝州水源の取水量を報告	毎月報告 翌5日まで
	④執行状況報告	→修繕料及び委託料の執行状況	毎月報告 翌5日まで
	⑤濁度報告	→濁度警報発出状況の報告 →静岡配水濁度→5度	毎月報告 翌5日まで
	⑥小池川排水樋門水質検査報告	→河川占用に関わる報告 →月1回測定→水温、pH、SS、COD、BOD、流量	毎月報告 翌5日まで
	⑦富士川右岸対策水質報告	→静岡市から指定された4か所の採水を行い、気温、水温、硬度、アルカリ度、pH、塩化物イオンについて報告	毎月報告 翌5日まで
	⑧施設総合点検の報告	包括業務対象の施設及び設備を点検し、点検結果を報告する →施設総合点検実施要領参照	年2回報告 1回目：7月20日まで 2回目：12月15日まで
	⑨事故報告	包括業務対象の施設及び設備等に故障等の不具合が発生した場合は、速やかに事故報告をする	事故発生時 速やかに報告
	⑩省エネ法対応報告	→定期報告書 →温室効果ガス排出削減計画→報告書	6月末まで

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書	実施方針公表時の要求水準書（案）																																																																																				
<p>⑥ <u>運転・維持管理事業者は、県職員に対して研修等を開催し、本事業の経営ノウハウ・技術ノウハウの継承を行うこと。なお、研修等は県が管理する他の工業用水道事業へのノウハウの展開も図られる内容にすること。</u></p>																																																																																					
<p>4.6.2. 物品その他の調達及び管理業務 ① <u>ユーティリティ（表4.20のうち、民間の役割分担及び費用負担のもの）</u></p>	<p>4.6.2. 物品その他の調達及び管理業務 ① ユーティリティ（土水、ガス、燃料等） ※なお、電力及び薬品の調達は県が行う。</p>																																																																																				
<p><u>表 4.20 ユーティリティ調達の役割分担及び費用負担</u></p>																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 523 544 646">場所</th> <th data-bbox="544 523 640 646">電気</th> <th data-bbox="640 523 736 646">水道</th> <th data-bbox="736 523 833 646">ガス</th> <th data-bbox="833 523 929 646">電 話・通 信^{*2}</th> <th data-bbox="929 523 1025 646">薬品</th> <th data-bbox="1025 523 1122 646">ガソリ ン・軽 油</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 646 544 726"><u>富士川浄水場（運転・維持管理事業者が使用する執務室）</u></td> <td data-bbox="544 646 640 726">民^{*1}</td> <td data-bbox="640 646 736 726">＝</td> <td data-bbox="736 646 833 726">＝</td> <td data-bbox="833 646 929 726">民</td> <td data-bbox="929 646 1025 726">＝</td> <td data-bbox="1025 646 1122 726">＝</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 726 544 766"><u>富士川浄水場（上記以外）</u></td> <td data-bbox="544 726 640 766">県</td> <td data-bbox="640 726 736 766">県</td> <td data-bbox="736 726 833 766">県</td> <td data-bbox="833 726 929 766">県</td> <td data-bbox="929 726 1025 766">県</td> <td data-bbox="1025 726 1122 766">＝</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 766 544 845"><u>厚原浄水場（運転・維持管理事業者が使用する執務室）</u></td> <td data-bbox="544 766 640 845">県</td> <td data-bbox="640 766 736 845">＝</td> <td data-bbox="736 766 833 845">＝</td> <td data-bbox="833 766 929 845">民</td> <td data-bbox="929 766 1025 845">＝</td> <td data-bbox="1025 766 1122 845">＝</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 845 544 885"><u>厚原浄水場（上記以外）</u></td> <td data-bbox="544 845 640 885">県</td> <td data-bbox="640 845 736 885">県</td> <td data-bbox="736 845 833 885">＝</td> <td data-bbox="833 845 929 885">県</td> <td data-bbox="929 845 1025 885">県</td> <td data-bbox="1025 845 1122 885"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 885 544 965"><u>蒲原取水場（運転・維持管理事業者が使用する執務室）</u></td> <td data-bbox="544 885 640 965">県</td> <td data-bbox="640 885 736 965">＝</td> <td data-bbox="736 885 833 965">＝</td> <td data-bbox="833 885 929 965">民</td> <td data-bbox="929 885 1025 965">＝</td> <td data-bbox="1025 885 1122 965">＝</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 965 544 1005"><u>蒲原取水場（上記以外）</u></td> <td data-bbox="544 965 640 1005">県</td> <td data-bbox="640 965 736 1005">県</td> <td data-bbox="736 965 833 1005">＝</td> <td data-bbox="833 965 929 1005">県</td> <td data-bbox="929 965 1025 1005">＝</td> <td data-bbox="1025 965 1122 1005">＝</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1005 544 1045">灌漑監視所</td> <td data-bbox="544 1005 640 1045">県</td> <td data-bbox="640 1005 736 1045">県</td> <td data-bbox="736 1005 833 1045">民</td> <td data-bbox="833 1005 929 1045">県</td> <td data-bbox="929 1005 1025 1045">＝</td> <td data-bbox="1025 1005 1122 1045">＝</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1045 544 1085">芝川監視所</td> <td data-bbox="544 1045 640 1085">県</td> <td data-bbox="640 1045 736 1085">県</td> <td data-bbox="736 1045 833 1085">民</td> <td data-bbox="833 1045 929 1085">県</td> <td data-bbox="929 1045 1025 1085">＝</td> <td data-bbox="1025 1045 1122 1085">＝</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1085 544 1125">新ポンプ場</td> <td data-bbox="544 1085 640 1125">県</td> <td data-bbox="640 1085 736 1125">県</td> <td data-bbox="736 1085 833 1125">＝</td> <td data-bbox="833 1085 929 1125">県</td> <td data-bbox="929 1085 1025 1125">＝</td> <td data-bbox="1025 1085 1122 1125">＝</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1125 544 1165">貫戸揚水機場</td> <td data-bbox="544 1125 640 1165">県</td> <td data-bbox="640 1125 736 1165">＝</td> <td data-bbox="736 1125 833 1165">＝</td> <td data-bbox="833 1125 929 1165">＝</td> <td data-bbox="929 1125 1025 1165">＝</td> <td data-bbox="1025 1125 1122 1165">＝</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1165 544 1265"><u>運転・維持管理事業者が使用する車両</u></td> <td data-bbox="544 1165 640 1265">民^{*3}</td> <td data-bbox="640 1165 736 1265">＝</td> <td data-bbox="736 1165 833 1265">＝</td> <td data-bbox="833 1165 929 1265">＝</td> <td data-bbox="929 1165 1025 1265">＝</td> <td data-bbox="1025 1165 1122 1265">民</td> </tr> </tbody> </table>	場所	電気	水道	ガス	電 話・通 信 ^{*2}	薬品	ガソリ ン・軽 油	<u>富士川浄水場（運転・維持管理事業者が使用する執務室）</u>	民 ^{*1}	＝	＝	民	＝	＝	<u>富士川浄水場（上記以外）</u>	県	県	県	県	県	＝	<u>厚原浄水場（運転・維持管理事業者が使用する執務室）</u>	県	＝	＝	民	＝	＝	<u>厚原浄水場（上記以外）</u>	県	県	＝	県	県		<u>蒲原取水場（運転・維持管理事業者が使用する執務室）</u>	県	＝	＝	民	＝	＝	<u>蒲原取水場（上記以外）</u>	県	県	＝	県	＝	＝	灌漑監視所	県	県	民	県	＝	＝	芝川監視所	県	県	民	県	＝	＝	新ポンプ場	県	県	＝	県	＝	＝	貫戸揚水機場	県	＝	＝	＝	＝	＝	<u>運転・維持管理事業者が使用する車両</u>	民 ^{*3}	＝	＝	＝	＝	民	
場所	電気	水道	ガス	電 話・通 信 ^{*2}	薬品	ガソリ ン・軽 油																																																																															
<u>富士川浄水場（運転・維持管理事業者が使用する執務室）</u>	民 ^{*1}	＝	＝	民	＝	＝																																																																															
<u>富士川浄水場（上記以外）</u>	県	県	県	県	県	＝																																																																															
<u>厚原浄水場（運転・維持管理事業者が使用する執務室）</u>	県	＝	＝	民	＝	＝																																																																															
<u>厚原浄水場（上記以外）</u>	県	県	＝	県	県																																																																																
<u>蒲原取水場（運転・維持管理事業者が使用する執務室）</u>	県	＝	＝	民	＝	＝																																																																															
<u>蒲原取水場（上記以外）</u>	県	県	＝	県	＝	＝																																																																															
灌漑監視所	県	県	民	県	＝	＝																																																																															
芝川監視所	県	県	民	県	＝	＝																																																																															
新ポンプ場	県	県	＝	県	＝	＝																																																																															
貫戸揚水機場	県	＝	＝	＝	＝	＝																																																																															
<u>運転・維持管理事業者が使用する車両</u>	民 ^{*3}	＝	＝	＝	＝	民																																																																															
<p>※1 <u>富士川浄水場の電力は県が調達するが、運転・維持管理事業者が使用する執務室については、運転・維持管理事業者においてメーターを設置し、県に対して当該執務室相当の電気料金を負担金として支払うこと。</u></p>																																																																																					

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書	実施方針公表時の要求水準書（案）
<p><u>※2 運転・維持管理事業者は業務実施にあたり必要な電話回線・携帯電話回線等を自ら確保し、費用負担すること。なお、既設又は本事業において工事請負事業者が新たに敷設する固定電話・通信回線を使用する場合には県が費用負担する。</u></p> <p><u>※3 電気自動車を使用する場合。</u></p>	
<p>⑤ その他必要品 ア ランプ イ 小型電池 ウ 機器の各部品等</p>	<p>⑤ 通信回線 ⑥ その他必要品 ア ランプ イ 小型電池 ウ 機器の各部品等</p>
<p>4.6.3. 長期更新計画策定業務</p> <p>① 運転・維持管理事業者は、業務期間中に知り得た情報を基に、令和13年度～令和59年度を計画期間とする施設、設備の更新計画を立案すること。あわせて、令和13年度～令和15年度については、定期修繕の計画を立案すること。なお、立案された更新計画及び定期修繕計画（以下、個別に又は総称して「長期更新計画」という。）は本事業の終了後の後継事業の検討及び実施のために県が利用することを十分に考慮の上、令和13年度～令和32年度の計画は精緻に立案すること。<u>なお、計画対象施設・設備の健全性等の情報については、県が本事業の事業者選定過程で示した守秘義務対象資料以外には、県側から運転・維持管理事業者に対して提供できる情報はないことに留意すること。</u></p>	<p>4.6.3. 長期更新計画策定業務</p> <p>① 運転・維持管理事業者は、業務期間中に知り得た情報を基に、令和13年度～令和59年度を計画期間とする施設、設備の更新計画を立案すること。あわせて、令和13年度～令和15年度については、定期修繕の計画を立案すること。なお、立案された更新計画及び定期修繕計画（以下、個別に又は総称して「長期更新計画」という。）は本事業の終了後の後継事業の検討及び実施のために県が利用することを十分に考慮の上、令和13年度～令和32年度の計画は精緻に立案すること。</p>
<p>③ 長期更新計画の構成要素は下記を基本とするが、運転・維持管理事業者の提案を妨げない。</p> <p>ア 計画対象施設・設備の諸元 イ 計画対象施設・設備の現状（健全性等） <u>ウ 設備の更新診断（工業用水道施設 更新・耐震・アセットマネジメント指針（経済産業省）等を参考に設備の診断を行うこと。）</u> エ 更新及び定期修繕の優先度 オ 概算事業費（令和13年度～令和32年度については、必要に応じて見積取得するなど精緻な計画立案を行うこと。） カ 事業化計画（施設・設備別の投資スケジュール）</p>	<p>③ 長期更新計画の構成要素は下記を基本とするが、運転・維持管理事業者の提案を妨げない。</p> <p>ア 計画対象施設・設備の諸元 イ 計画対象施設・設備の現状（健全性等） ウ 更新及び定期修繕の優先度 ≡ 概算事業費（令和13年度～令和32年度については、必要に応じて見積取得するなど精緻な計画立案を行うこと。） カ 事業化計画（施設・設備別の投資スケジュール）</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書					実施方針公表時の要求水準書（案）				
④ 運転・維持管理事業者は、令和10年度から令和19年度までを対象期間として、県が別途策定する第5期長期修繕計画の策定に当たり、業務期間中に知り得た情報の提供を行うなど協力すること。なお、県は令和9年度に第5期長期修繕計画の策定に着手する予定である。また、県が策定した第5期長期修繕計画は、運転・維持管理事業者からの長期更新計画の素案及び最終的な計画の提出を受けて、内容を随時更新する予定である。									
⑤ 運転・維持管理事業者は、事業完了までに長期更新計画を県に提出し、静岡県委託業務検査要領に基づく検査を受けること。なお、作成にあたっては、県と協議を図りながら作成すること。					④ 運転・維持管理事業者は、 長期更新計画について県の承諾を得ること。				
4.7.1. 業務書類及び提出期限 (略)					4.7.1. 業務書類及び提出期限 (略)				
区分	提出書類	提出期限	県		区分	提出書類	提出期限	県	
			承認	確認				承認	確認
共通	業務従事者届（職務分担等を含む。）	運転・維持管理業務の開始までに		○	共通	業務従事者届（職務分担等を含む。）	運転・維持管理業務の開始までに		○
	運転・維持管理体制^{※3}	運転・維持管理業務の開始までに	○			連絡体制表（平常時・緊急時）	運転・維持管理業務の開始までに		⊖
	運転・維持管理マニュアル	運転・維持管理業務の開始までに	○			運転・維持管理マニュアル	試運転開始までに	○	
(略)					(略)				
区分	提出書類	提出期限	県		区分	提出書類	提出期限	県	
			承認	確認				承認	確認
維持管理	保守管理計画書（事業期間全体）	運営・維持管理業務の開始30日前までに	○		維持管理	保守管理計画書（事業期間全体）	運営・維持管理業務の開始30日前までに	○	
	保守管理計画書（年間）	前会計年度の末日までに（初年度は運転・維持管理業務の開始30日前までに）	○			保守管理計画書（年間）	前会計年度の末日までに（初年度は運転・維持管理業務の開始30日前までに）	○	

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書				実施方針公表時の要求水準書（案）			
修繕計画書（事業期間全体） <u>令和7～8年度分</u>	運転・維持管理業務の開始30日前までに	○		修繕計画書（事業期間全体）	運転・維持管理業務の開始30日前までに	○	
修繕計画書（事業期間全体） <u>令和9～12年度分</u>	<u>令和9年度の開始30日前までに</u>	○		修繕計画書（年間）	前会計年度の末日までに（初年度は運転・維持管理業務の開始30日前までに）	○	
修繕計画書（年間）案	<u>前年度9月の県が指定する日までに</u>		○	修繕工事実施計画書	修繕実施の都度	○	
修繕計画書（年間）	前会計年度の末日までに（初年度は運転・維持管理業務の開始30日前までに）	○		業務日報	<u>翌週第1営業日</u> までに		○
修繕工事実施計画書	修繕実施の都度	○		業務完了報告書（四半期ごと）	各四半期終了翌月の5営業日以内	○	
<u>完成届出書</u>	<u>修繕工事完了時</u>	○					
<u>セルフモニタリング実施計画書</u>	<u>長期包括運営委託契約の締結後、速やかに</u>	○					
<u>厚原浄水場汚泥処理施設に係る業務日報</u>	翌日までに		○				
<u>セルフモニタリング実施報告書（週次）</u>	<u>翌週第1営業日</u> までに	○					
<u>業務月報^{※2}</u>	<u>翌月5日</u> までに		○				
<u>セルフモニタリング実施報告書（四半期）</u>	各四半期終了翌月の5営業日以内	○					
<u>施設総合点検報告書</u>	<u>各年度7月20日及び12月15日</u> までに		○				
<u>事故報告書</u>	<u>随時（対象施設・設備等に故障等の不具合が発生した場合速やかに）</u>		○				
<u>省エネ法関連定期報告</u>	<u>各年度6月末</u> までに		○				

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書					実施方針公表時の要求水準書（案）				
	<u>書、温室効果ガス排出削減計画・報告書</u>								
	<u>電力デマンドリスポンス対応状況報告書</u>	<u>翌年度4月の第5営業日以内</u>		<u>○</u>					
(略)					(略)				
区分	提出書類	提出期限	県		区分	提出書類	提出期限	県	
			承認	確認				承認	確認
	共用施設費用内訳書	<u>翌年度4月の第5営業日以内</u>		○		共用施設費用内訳書	<u>各会計年度末まで</u>		○
	その他必要となる書類、申請書等	随時		○		その他必要となる書類、申請書等	随時		○
※1 提出期限が休日・祝日に当たる場合はその前営業日まで ※2 表4.21参照 ※3 長期包括運営委託契約書第15条参照					※提出期限が休日・祝日に当たる場合はその前営業日まで				
<u>表4.22 業務月報の内容</u>									
項目	内容								
<u>管理状況報告</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>蒲原取水場・滝戸沈砂池の取水量等</u> ・ <u>各浄水場の配水量、電力量、薬品使用量等</u> ・ <u>厚原浄水場の汚泥処理設備の管理状況</u> 								
<u>水質試験結果報告</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>毎日測定項目：気温、水温、濁度、pH</u> ・ <u>月2回測定項目：アルカリ度、硬度、蒸発残留物、塩化物イオン、鉄、マンガン</u> 								
<u>取水量報告</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>富士川水源及び芝川水源の取水量</u> 								
<u>執行状況報告</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>修繕料及び委託料の執行状況</u> 								
<u>濁度報告</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>濁度警報発出状況（静岡庵地区、配水濁度5度以上）</u> 								
<u>小池川排水樋門水質検査報告</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>河川占用に関する水質報告（月1回）：水温、pH、SS、COD、BOD、流量</u> 								

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書	実施方針公表時の要求水準書（案）
<p>4.10.1. 監督員の選任</p> <p>① 県は、<u>長期包括運営委託契約</u>に基づく運転・維持管理事業者の業務の履行状況を確認及び監視するため、県に所属する者から、監督員を選任するものとする。</p>	<p>4.10.1. 監督員の選任</p> <p>① 県は、運転・維持管理業務委託契約に基づく運転・維持管理事業者の業務の履行状況を確認及び監視するため、県に所属する者から、監督員を選任するものとする。</p>
<p>4.10.2. 監督員及び検査員の業務及び権限</p> <p>(1) 監督員によるモニタリング</p> <p>① モニタリングとは、県が<u>長期包括運営委託契約</u>に基づく運転・維持管理事業者の業務の履行状況を確認及び監視するもので、監督員の業務として、<u>週次</u>、定期又は随時に実施するものとする</p>	<p>4.10.2. 監督員の業務及び権限</p> <p>(1) 監督員によるモニタリング</p> <p>① モニタリングとは、県が運転・維持管理業務委託契約に基づく運転・維持管理事業者の業務の履行状況を確認及び監視するもので、監督員の業務として、定期又は随時に実施するものとする。</p>
<p>(2) 監督員の権限</p> <p>監督員は、モニタリングを行うため、下記の権限を有するものとする。</p> <p>① 業務履行に関する総括責任者との協議</p> <p>② 4.7に定める各業務書類に関する協議及び承認</p> <p>③ 現場<u>立ち入り</u>による4.6に定める各業務の実施状況の確認 <u>運転・維持管理事業者への事前通知の有無にかかわらず、立ち入りし各業務について確認することができるものとする。</u></p> <p>④ 4.6に定める各業務の報告書等に関する協議及び承認</p> <p>⑤ 履行状況の評価 評価結果については、運転・維持管理事業者に通知する。</p>	<p>(2) 監督員の権限</p> <p>監督員は、モニタリングを行うため、下記の権限を有するものとする。</p> <p>① 業務履行に関する総括責任者との協議</p> <p>② 4.7に定める各業務書類に関する協議及び承諾</p> <p>③ 現場立会による4.6に定める各業務の実施状況の確認</p> <p>④ 4.6に定める各業務の報告書等に関する協議及び承諾</p> <p>⑤ 業務履行に関する立ち入り検査 運転・維持管理事業者への事前通知の有無に関わらず、監督員は検査の権限を有するものとする。</p> <p>⑥ 履行状況の評価 評価結果については、運転・維持管理事業者に通知する。</p>
<p><u>(3) 検査員の権限</u></p> <p><u>検査員は、下記の権限を有するものとする。検査員は、検査を行う都度、県が指定するものとする。</u></p> <p>① <u>業務履行に関する検査</u> <u>運転・維持管理事業者への事前通知の有無にかかわらず、検査員は検査の権限を有するものとする。</u></p>	

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書	実施方針公表時の要求水準書（案）
<p>4. 11. 総括責任者の職務</p> <p>③ 総括責任者は、基本契約書、長期包括運営委託契約書、本書、技術提案書、詳細設計報告書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督員と密接な連絡をとって、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。</p>	<p>4. 11. 総括責任者の職務</p> <p>③ 総括責任者は、基本契約書、長期包括運営委託契約書、本書、技術提案書、詳細設計図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督員と密接な連絡をとって、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。</p>
<p>4. 12. 技術者等の配置</p> <p>イ 廃棄物処理施設技術管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士川浄水場 1名 ・厚原浄水場 1名 <p>廃棄物処理施設技術管理者になるために必要な以下に示す資格及び実務経験を有していること。<u>廃棄物処理施設技術管理者は、現場への常駐は不要とする。</u></p>	<p>4. 12. 技術者等の配置</p> <p>イ 廃棄物処理施設技術管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士川浄水場 1名 ・厚原浄水場 1名 <p>廃棄物処理施設技術管理者になるために必要な以下に示す資格及び実務経験を有していること。</p>
<p>オ 水質検査の従事者</p> <p><u>水質の知識を有し、水質検査（4. 6. 1（2）④に示す毎日検査）</u>ができる人員を<u>必要な人数</u>配置すること。</p>	<p>オ 水質検査の従事者</p> <p>水質検査ができる人員を配置すること。</p>
<p>5. 1. 2. 契約終了時の引継事項</p> <p>① 運転・維持管理事業者は、業務期間満了により委託期間が終了する場合、県又は県が別途指定する第三者が円滑に業務を遂行できるように、<u>県に対して</u>必要な引継事項を提出すること。</p> <p>（略）</p> <p><u>③ 次期の運転・維持管理事業者が県及び本事業の運転・維持管理事業者以外の者である場合には、②の技術指導は県を介して行われるものとする。ただし、運転・維持管理事業者は、次期の運転・維持管理事業者が円滑に業務を習熟できるよう、必要に応じて説明や現場立ち会いを行う等の協力を行うこと。</u></p>	<p>5. 1. 2. 契約終了時の引継事項</p> <p>① 運転・維持管理事業者は、業務期間満了により委託期間が終了する場合、県又は県が別途指定する第三者が円滑に業務を遂行できるように、必要な引継事項を提出すること。</p> <p>（略）</p>
<p>5. 2. 2. 対象施設の引渡し</p> <p>① 運転・維持管理事業者は、本契約が終了し、かつ運転・維持管理事業者以外の者が、次の運転・維持管理事業者となっている場合、対象施設の運転及び維持管理業務を継続して行える状態として、速やかに<u>県</u>に引渡すこと。</p>	<p>5. 2. 2. 対象施設の引渡し</p> <p>① 運転・維持管理事業者は、本契約が終了し、かつ運転・維持管理事業者以外の者が、次の運転・維持管理事業者となっている場合、対象施設の運転及び維持管理業務を継続して行える状態として、速やかに引渡すこと。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 要求水準書 新旧対照表

要求水準書	実施方針公表時の要求水準書（案）
<p>5.2.3. 事業期間終了時の施設の状態</p> <p>① 運転・維持管理事業者は、県が上述の 4.4 要求水準に示す水準にて工業用水の供給を継続するため、契約終了後 2 年間（別紙 4 に示す本事業終了後 2 年以内に法定耐用年数を迎える設備については、法定耐用年数を迎えるまでの間）は本事業対象施設の健全度が確保できるような状態で施設を引き渡すこと。なお、運転・維持管理事業者は、自らが策定し県が承認した令和 13～14 年度の定期修繕計画の県による未実施により生じた施設の不具合及び本事業終了後に生じる経年劣化についてはその責を負わないものとする。</p>	<p>5.2.3. 事業期間終了時の施設の状態</p> <p>① 運転・維持管理事業者は、県が上述の 4.4 要求水準に示す水準にて工業用水の供給を継続するため、契約終了後 2 年間（別紙 4 に示す本事業終了後 2 年以内に法定耐用年数を迎える設備については、法定耐用年数を迎えるまでの間）は本事業対象施設の健全度が確保できるような状態で施設を引き渡すこと。なお、運転・維持管理事業者は、自らが策定し県が承諾した令和 13～14 年度の定期修繕計画の県による未実施により生じた施設の不具合及び本事業終了後に生じる経年劣化についてはその責を負わないものとする。</p>
<p>別紙 2 修繕計画</p> <p>※差替。なお、公告時に示すとしていた概算金額は示さないこととした。</p>	<p>別紙 2 修繕計画</p>

以上